一方、既に設置されている営農型太陽光発電設備において、営農が適切に行われないなど、営農型太陽光発電の本来の目的からみて不適切な事案も見受けられ、こうした事案は農村地域で問題化している。このような不適切な事案については、関係省庁で連携しながら、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく指導、勧告、命令等の判断基準を明確化する、国が確認した不適切な事案について当該勧告、命令等をすることが相当であることを自治体に通知する等により、不適切な営農型太陽光発電の適正化を図っていく。

このため、国として、営農型太陽光発電の基本理念及び基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態を以下のとおり定めることとし、市町村は、営農型太陽光発電設備を基本計画に位置づける場合は、原則としてこれらを基本計画に明記するものとする。

① 営農型太陽光発電の基本理念

営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を前提として、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に太陽光発電設備を設置するものである。このため、営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）が、同じ年産の当該農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね２割以上減少するおそれがないものとする必要がある（農地法第32条第１項第１号に掲げる農地を利用する場合を除く。）。加えて、次に掲げる取組とする必要がある。

ア　将来にわたって、食料生産の基盤である農地の機能が維持され、食料安全保障にも資する取組であること。

イ　発電事業者だけでなく、農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること。

ウ　地域と共生し、地域活性化に資する取組であること。

② 基本理念の実現のために求められる営農型太陽光発電に係る設備の形状・実施の形態

ア　営農に関すること

(ｱ)　営農者

(i)　地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第１項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の区域内に設置する場合は、営農者が地域計画に農業を担う者として記載されていること。

(ii)　栽培に必要な労働力が確実に確保されていること。

(iii)　下部の農地において栽培する農作物について、年間50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること。

(ｲ)　品目

(i)　下部の農地において栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立されている品目であること。また、「一般的な販路」には一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれないことに留意すること。なお、これまでの実証研究等によると、米、麦、大豆は、イ(ｱ)に掲げる遮光環境下であっても、適切な栽培管理を前提に、①に掲げる単収を確保することが可能である。

(ii)　下部の農地において栽培する農作物が、原則として初年度から毎年収穫することが可能な品目であること。農作物の性質上やむを得ない場合であっても、３年以内に計画収量を確保できる品目であること。